

平成25年第6回玉名市農業委員会総会議事録

平成25年7月5日（金）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
5番	井上 清晴	6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	9番	荒木ひろ子
10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之	13番	本田多美子
14番	森川 正志	15番	丸山 近信	16番	田辺 信之	17番	鍬本 勝利
18番	荒木まつ子	19番	大野 金生	20番	福田 友明	22番	小路 修三
23番	徳井 勝美	24番	田上 均	25番	小島 昌文	26番	植田 勇一
27番	植田 英男	28番	三川 了	29番	田上 輝行	30番	米野 旨雄
31番	松本 哲海	32番	生田三之利	33番	谷川 文武	34番	岩永 幹生
35番	池本 信秋	36番	小田 募				

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

8番 永田 達三 21番 田上 一

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治 係長 二階堂 正一郎
主任 渡邊 布由紀 主任 宮田 正文 主事 中川 雪路

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議 題

第37号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第38号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第39号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第40号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第15号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第16号 農地の形状変更届について

第17号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 皆さん改めまして、こんにちは。定刻の少し前でございますけど、お揃いですので開催したいと思います。

現在の出席委員は、36名のうち永田達三委員、岱明の田上 一委員、2名の方から欠席の届けが出ております。ほかに谷川委員が少し遅れるということですので、33名の出席でございます。玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまから、平成25年第6回の玉名市農業委員会総会を開催いたします。

それから、総会終了後、事務連絡としまして、事務局の方より3点ほど説明をすることがありますので、農地の全体調査の件、それと委員保険について少し説明したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それではまず、会長よりごあいさつをいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願ひし、進行をしていただきます。よろしくお願ひします。

○会長（東 令佐君） 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

議事に入ります前に、今回、原口委員の辞任に伴いまして、玉名市土地改良区から推薦を受け、新たに市長より選任されました植田英男氏が農業委員となりましたので、ご本人からあいさつをお願ひいたしたいと思います。植田さんどうぞ。

○27番（植田英男君） こんにちは。この7月より玉名市土地改良より選任されました横島の植田英男といたします。

皆さん方の今後のご指導をよろしくお願ひいたします。

（拍手）

○会長（東 令佐君） ありがとうございます。これからよろしくお願ひいたします。

次に、一部議席の変更がありますので、これより玉名市農業委員会会議規則第7条の規定に基づき、議長において指定いたします。委員の議席と氏名を事務局より朗読していただきます。

○事務局長（永井正治君） 今、新たに植田さんが農業委員になりましたので、一部議席番号が変更になりますので、一応、みなさんのお手元に1枚の委員名簿ということで配付をしておりますので、これによって議席番号を確認の上ですね、していただきたいと思います。

もう読み上げるのは省略させていただきたいと思いますので、この紙で確認をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○会長（東 令佐君） ただいま、朗読していただきましたとおり指定いたします。

それでは、早速ではありますが、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第37号より議第45号までの94件と、報告25件が提案されています。慎重なる審議、よろしく願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、徳井委員と横島の田上均委員をお願いいたします。

-----○-----

2. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第37号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第37号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成25年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、築地の申請人で、申請物件が築地の畑7,432㎡を兄へ贈与するものです。

2番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田128㎡を労働不足と隣接地取得による売買です。

3番、寺田の申請人で、申請物件が寺田の畑202㎡を子へ贈与するものです。

4番、下の申請人で、申請物件が下の田1,201㎡を労働不足と小作地取得による売買です。

5番、滑石、大阪市、寝屋川市、山田、寝屋川市と天水町の申請人で、申請物件が滑石の畑105㎡を農業廃止と規模拡大による売買です。

6番、天水町の申請人で、申請物件が三ツ川の畑3,548㎡外8筆、計1万8,707㎡を子へ一括贈与するものです。

以上6件、2万7,775㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしていると判断しましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番。

○4番（西川英文君） 1番につきまして説明いたします。

この案件は兄への贈与であり、下限面積も満たしており許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 2番、どうぞ。

○10番（坂本誠二君） 2番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、それと譲受人は隣接地取得、下限面積も満たしております。
したがって、許可相当と判断いたしております。

○議長（東 令佐君） 次、3番。

○14番（森川正志君） この案件はですね、親子であって、お父さんのほうが高齢ということで、子への贈与ということで何ら問題はないと思ひまして、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、4番。

○15番（丸山近信君） 4番について説明します。

譲渡人は今までは小作地として耕作してらっしゃいましたけども、今回、売買契約ができて、譲渡されるということで、一応、下限面積も満たしており許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 5番、どうぞ。

○32番（生田三之利君） 5番の案件について説明をいたします。

譲渡人は、以前は玉名に住んでおりましたが、今は大阪に住んでおられます。譲渡したいということで、昔からの知人に相談しましたら、私が受けましょうということで、規模拡大と農業廃止ということで、下限面積も問題なく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、6番。

○30番（米野旨雄君） 6番の件について説明いたします。

子への一括贈与ですけども、譲受人も現在一緒に農業をやっておられます。許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第37号については許可することに決定しました。

次に、議第38号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第38号、農地の使用貸借権設定許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成25年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田717㎡外9筆、計1万2,894㎡を農業者年金受給に伴う再処分で、平成25年7月5日から10年間契約をするものです。

2番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田762㎡を、贈与により取得した旨、農業者年金受給のため平成25年8月1日から10年間の契約をするものです。

3番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田2,304㎡外9筆、計1万1,446㎡を農業者年金受給に伴う経営移譲で平成25年7月5日から10年間の契約をするものです。

4番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,387㎡外1筆、計2,783㎡を交換により取得したので、農業者年金受給のため平成25年7月5日から11年間契約をするものです。

5番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田5,719㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成25年7月5日から10年間の契約をするものです。

6番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地432㎡外2筆、計1,506㎡を、貸付地返還による農業者年金受給のため平成25年7月30日から13年間契約をするものです。

以上6件、3万5,110㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件をすべて満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○7番（永田知博君） 1番の案件についてご説明いたします。

この案件は、確か23年だったと思いますけども、農業者年金受給のために娘さんに使用貸借権設定が許可されたものでございます。しかし、去年24年度に長男へ一部を贈与するということで、長男が家を建てることになったわけでございます。そのために娘さんとの使用貸借権を元に戻して、今度、再度許可申請が出されたも

ので、許可相当であると判断いたします。

○議長（東 令佐君） 2番。

○23番（徳井勝美君） 貸人と借人は親子関係で、貸人は農業者年金を受給されており、下限面積も満たされておりますので、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 3番と4番は担当委員が同じでございますので、続けてどうぞ。

○25番（小島昌文君） 3番の件について説明します。

譲渡人と譲受人は親子関係で、親子でミニトマトをつくっていますので、何も問題なく許可相当と判断いたします。

4番は、譲渡人と譲受人は親子関係でイチゴをつくっていますので、何も問題なく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、5番。

○26番（植田勇一君） 農業者年金受給のための再設定であり、懸念なきものと思われ許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、6番。

○32番（生田三之利君） 6番の案件について説明をいたします。

この案件についての貸人、借人とも親子関係であり、農業者年金受給のためであり、特に問題なく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第38号について許可することに決定しました。

次に、議第39号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第39号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成25年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、賃貸借の物件で申請物件が中の畑269㎡外1筆、計296㎡で転用目的が7台分の駐車場です。農地区分が都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第

3種農地と判断しております。

2番、申請物件が山田の畑413㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連単する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

3番、申請物件が中尾の畑602㎡で、転用目的が3区画の宅地分譲地で、農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

4番、親子間での使用貸借で、申請物件が滑石の田500㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は概ね10ヘクタール以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地の原則不許可でございますけれども、申請に係る土地の周辺地域において、居住するものの日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものということで、例外的に許可可能であります。

5番、申請物件が山部田の田811㎡で、転用目的が個人住宅及び作業所です。農地区分は概ね10ヘクタール以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますけれども、申請地に係る土地の周辺地域において、居住するもの日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで、例外的に許可可能であります。

6番、申請物件が岱明町の畑298㎡で、転用目的は9台分の駐車場です。農地区分は住宅の連単する区域内に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

7番、申請物件が岱明町の畑89㎡で、転用目的が宅地拡張です。農地区分は住宅の連単する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

8番、申請物件が岱明町の畑407㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は玉名市岱明支所より概ね300メートル以内に存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

9番、申請物件が横島町の田740㎡で、転用目的が農家住宅です。農地区分は住宅の連単する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

10番、親子間での使用貸借で、申請物件が横島町の田670㎡で、転用目的が個人住宅及び車庫、通路等です。農地区分は概ね10ヘクタール以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますけれども、申請に係る土地の周辺地域において、居住するものの日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものということで、例外的に許可可能であります。

以上10件、4,826㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準すべての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同行の上、現地調査を行なっておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました

受付番号1番より、順に担当委員の説明をお願いいたします。

これはですね、始末書と顛末書が添付されておりますので、その朗読をお願いいたします。

○係長（二階堂正一郎君） — 1番の案件について始末書、顛末書朗読 —

○議長（東 令佐君） それでは、改めまして担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 1番の件について説明いたします。

所在地は蔦屋の北側の国道208号線沿いに店舗を開店するというふうなことに伴う、この店舗用の賃貸の駐車場との申請でございます。始末書、報告書のごとく約10年前より申請地は舗装がなされ、駐車場として違反転用中です。農業委員会の審議の問題点というふうな中で、違法転用の取り扱いが議題として問題視されておりますが、今回、前日ですね、昨日ですか、会長、正副会長会議に賃借人、賃貸し人、借人を出席させ、副会長は欠席でございましたが、今後このようなことがなきよう注意をいたしたところでございます。

担当地区委員としては、追認、許可といたしますが、審議のほうよろしく願いを申し上げます。

なお、これはちょっとこの件とは別途になりますが、当該地の東側の土地も現状駐車場として利用なされておるといふようなこと、転用はなされてないという現状について、これはちょっとそういうふうな状況だったというふうなことで、以上でございます。

○議長（東 令佐君） 2番と3番は担当委員が同じでございますので、続けてどうぞ。

○4番（西川英文君） 2番、3番の案件につきまして報告します。

まず、2番のほうですけれども、ここは住宅地の中にある農地でございます、東側を市道が通っており、そこに上下水が埋設されております。それで、生活雑排水はそれに接続するということで、その他問題のあるような点はございませんでした。許可相当と判断いたします。

それから3番の案件ですけれども、それは今の現玉名中学校の真裏ですけれども、そこにも市道が通っておりますし、それに上下水が通っております。それに生活雑排水は接続するということで、現地調査をしました結果、いずれも問題点は見いだ

せず許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、4番。

○6番（鶴田克士君） 4番の案件について説明します。

申請人は親子であり、今回、所有の土地に子どもに住宅を建てるということです。申請人は現在、父と農機具の販売・修理、いろいろそういう農機具の店を営んでおられます。今、息子さんたちは事務所の2階に今まで住んでおられましたが、子どもが大きくなりまして狭くなったということで、今住んでおられる前の父親の申請地に一部110坪くらいの土地を、150坪くらいを埋め立てて、30センチぐらい盛土をして、もちろん南側は農地でございますので、ブロックをして土砂の流出を防ぐ処置も行なわれるため、営農条件には必要ないものと思われま

す。給水につきましては市の上水道を利用し、また生活排水につきましては、合併浄化槽を処理し、隣接する水路に流すということです。雨水につきましては自然浸透となっております。日照権につきましても周辺農地には害は及ぼさない利用計画となっておりますので、現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 5番、どうぞ。

○16番（田辺信之君） 5番の案件について説明します。

申請人は現在、祖母、両親、姉家族と同居しています。子どもの成長により手狭になり、個人住宅と作業用倉庫を建設するものです。作業用倉庫というのは、本人が大工さんということで、切り込みとかそういう作業する場所を倉庫とするものです。申請地は、祖母の土地で東は市道、西は水路、南は道路、北は水路となっております。給水は市の上水道を利用し、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、道路の側溝に流します。雨水は北と西の側溝を利用します。また水路側は高さが1メートルぐらいあり、土砂流出を防ぐためにブロック塀で囲みます。南側は土砂流出はありませんので、そのままの状態です。現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、6番。

○20番（福田友明君） 6番の案件について説明いたします。

転用目的は、下前原地区の公民館駐車場として9台分の駐車場、現在の駐車場の東側に拡張するものです。現駐車場は非常に狭く、公民館利用の時には市道にまで車が駐車されるような状態であり、交通の妨げとなって迷惑をかけているだけでなく、交通事故という危険もはらんでいることから今回の申請であります。用地は第2種農地であり、給水はなく、雨水は自然浸透となります。隣接との境はすでにもうブロックで仕切られていて、土砂の流出もありません。周辺の宅地でありますけれども、建築物もなく日照等周辺地への被害はないと考え、本件は許可相当

と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、7番は始末書が添付されておりますので、朗読お願いいたします。

○係長（二階堂正一郎君） — 7番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） 7番、説明をお願いいたします。

○20番（福田友明君） 田上委員が今日、欠席でございますので、私のほうから説明いたします。

7番の件につきましては、農地の転用の目的は宅地の拡張で、現在の宅地の東側を購入するもので、先ほど始末書が出ておりましたけれども、一部その拡張の土地の北側に家がありまして、その一部通路として利用されている土地であります。現在は、生け垣を植えられておりましたけれども、生け垣が茂り隣接者に非常に迷惑がかかっていたために、隣接者の賛同を得て購入するものであります。購入後は隣接地に迷惑がかからないように、生け垣を取り除いて石垣を築くものです。雨水は市の側溝の方に流す計画であります。道路のほうが高いために雨水がそちらのほうに行くことはないと考えられます。造成に関わる土砂の流出はありません。建築物も近くにはなく、被害はないと考え、本件は許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 8番、どうぞ。

○22番（小路修三君） この物件はですね、宅地分譲ができて、事業主は現在アパート住まいで、子どもも成長し手狭になりということでございます。転用面積は407㎡、給水は玉名市の上水道に接地し、雨水は雨水枡にて浸透処理を。それから、隣接地の境界はブロックなどで仕切りをするということで、何ら問題なく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、9番。

○24番（田上 均君） 9番について説明いたします。

申請目的は農家住宅並びに農業資材置き場として転用するものでございます。

申請地周辺は、住宅の隣接する第2種農地でございます。また排水対策としては汚水については、農業集落排水、また排水路については、隣接する排水路を利用するというところで、何ら問題なく許可相当と判断をいたします。

○議長（東 令佐君） 次、10番。

○25番（小島昌文君） 10番の件は個人住宅建設のための申請です。建設地は北側に納屋、南側排水路で、雨水は敷地内に雨水枡を設置し排水路に流す。周囲をブロックで囲み土砂の流出がないようにします。生活雑排水は集落排水施設に流す計画です。何も問題はなく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

はい、どうぞ。

○7番（永田知博君） 1番についてちょっとお尋ねいたしますけれども、1番の案件は先ほど始末書を添付されて説明されましたけども、あとで附帯機構に対して説明された部分はまだ転用届けも何も出してなくて、賃貸で駐車場に貸してあるわけですかね。1番の、先ほど説明されたでしょう。

○事務局長（永井正治君） あとの農地についてはですね、昨日から転用の届けをするように指導をすでにしておりますし、そこはまた別のところに何か駐車場として貸してあるみたいですよ。

今回の件とは別のところに貸してあるとです。

○7番（永田知博君） それで、それはまだ転用届けは出とらんということですか。

○3番（清田順次君） そうです。

○7番（永田知博君） わかりました。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようでございますので、採決に移ります。農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案のとおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第39号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第40号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局へ説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第40号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成25年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成25年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙農用地利用集積計画の案のとおり、玉名市長より意見を求められております。11ページから17ページまでの72件の集積です。所有権移転が6件の1万5,935㎡、利用権設定が62件の17万2,382㎡、利用権転貸が4件の1万6,970㎡で、合計72件の20万5,287㎡の集積でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、ご提案申し上げております。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（東 令佐君） 事務局の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第40号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

3. 報 告

○議長（東 令佐君） 次に、報告第15号から報告第17号を一括して事務局に説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 18ページをお願いします。

報告第15号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成25年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は23件の解約の通知を受理しております。

続きまして、24ページをお願いします。

報告第16号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成25年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は1件の届けを受理しております。70cm程度盛土して野菜畑として利用するものでございます。

次に、報告第17号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成25年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、農業用倉庫1件の届けを受理しております。

以上、ご報告を終わります。

○議長（東 令佐君） 事務局より一括して報告がありました。質問などございませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） 質問はないようですので、今月予定していました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

4. その他

○議長（東 令佐君） その他に移ります。

その他、何かございませんか。

はい、どうぞ。

○7番（永田知博君） 先月、ある不動産屋さんのチラシを皆様も見られとったと思いますが、その後また入ったですもんね、それで局長のほうにはお知らせしたと思いますけど、その後指導の方はどうなっていますか。

○事務局長（永井正治君） はい、1回はですね、不動産業者のほうにも名前出して、そういうチラシの出し方はあまりよくないと、好ましくないということで指導はしたんですけど、また出ておりますので再度ですね、ちょっとその真意をきちんと確かめないといけないのかなと思います。また、こっちが何回指導しても同じことを繰り返すようであればですね、それなりの対応もとらんといかんもんですから。その時は呼び出して真意を伺いたいと思います。

○7番（永田知博君） 何かやっぱりいろいろ強制的、強制じゃなかばってん、罰則規定みたいなのは何もないとですかね。簡単に「農地買います」何て、普通ならば農家以外はということ公にするのはいけないと思います。

○事務局長（永井正治君） まあ、不動産屋さんが買われる場合、農地を買う場合は、農地として買う場合と転用目的として買う場合とございますので、まあ、ちょっとチラシの表現が私は悪いというふうに思っておりますので、その表現の仕方というのは、その農地法に適正なのか判断ができるようなチラシの出し方をしてくださいということしか、うちのほうとしては指導はできないと思います。

○7番（永田知博君） 結局、企業参入は結構なことですけども、農業を目的としてね、農地を買いますということだったらそれはいいと思うわけですか。それは明らかに転用目的だろうと思うわけですね。そういうふうに「農地を買います」何て言われるとちょっと聞き捨てならないと、そういう感じに受けるもんですから。何とか指導をお願いします。

○事務局長（永井正治君） それには今後指導をしたいと思います。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

(なしの声)

-----○-----

5. 閉 会

○議長（東 令佐君） ないようですので、慎重なる審議誠にありがとうございました。これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後2時47分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成25年7月5日

玉名市農業委員会会長

東 令佐

農 業 委 員

徳井 勝美

農 業 委 員

田上 均